

論文内容の要旨

論文題目 自衛権の基層－19世紀中葉から国際連合憲章制定までの歴史的展開－

氏名 森肇志

本稿は、現代国際法上の自衛権に関する議論の「混乱」を解きほぐし、その現在を論ずる基盤を得るために、19世紀中葉から国際連合憲章制定までの自衛権概念の歴史的展開を明らかにしようとするものである。

国際法上「個別のおよび集団的自衛権（国際連合憲章第51条）」が何を意味するか、という点は、国際法における武力行使の法的規制に関するもっとも重要な問題の一つとされるが、いまだ十分解明されているわけではない。この問題は、自衛権の発動要件が憲章第51条に規定される「武力攻撃の発生」の場合に限られるかという問題を中心とするが、それに留まるものではない。自衛権の起源をどの時期に求めるかに関する見解の相違に象徴されるように、そもそも自衛権とはなにか、について、「大きな混乱」が見られるのである。2001年9月11日の米国同時多発テロに対する米国を中心としたいわゆる「報復攻撃」が国際法上正当化されるか否かに関して見解が分かれている背景にも、こうした自衛権概念を巡る混乱が見出される。

こうした混乱は、国連憲章制定以前に存在した自衛権の内容と、その憲章との関係とをどのように理解するかが定まっていないことの反映である。この点は、「現代国際法における自衛権に関するもっとも重要な問題」とまで言われるが、これは、この点をどのように理解するかということが、現代国際法において自衛権によって正当化される国家の武力行使の範囲および性格に関する各々の学説の前提となっているからに他ならない。また、近年国連憲章の「死」あるいは「変化」を主張する見解は多いが、憲章制定以降の変化の有

無を検討する上でも、憲章制定時の自衛権に関する理解が出発点となることは言うまでもない。憲章制定時の自衛権概念を論ずる意義はここにある。しかし、国内外を問わず、従来の研究においては、この問題を研究することの重要性はしばしば指摘されながら、それが十分になされてきたとは言いがたい。

こうした自衛権概念の歴史的展開に対する関心の欠如は、近年に固有の現象ではない。1960年代半ば以降、自衛権の歴史的展開、すなわち国連憲章制定過程ならびにそれ以前の展開に関する綿密な考察はなされていない。1960年代初頭にこの点に関して議論がなされた結果、それ以降、この点に関して検討すべきことは残されていないと考えられてきたかのようなのである。

しかし、とりわけ国連憲章制定過程に関して、1960年代半ば以降多くの関連する外交文書が公開されてきている。それらには、国連憲章が制定された1945年のサンフランシスコ会議における交渉に関する様々な記録なども含まれている。これらはこれまでのところ十分に検討されていないが、憲章の関連規定の形成過程について、新たな視角を与えるものである。さらには、伝統的議論枠組および自衛権概念の歴史的展開の再検討を通じて本稿が示す新たな視点は、これまで多くの論者によって参照されてきた素材にも、新たな光を与えるものとなろう。本稿は、こうした観点から自衛権概念の歴史的展開を再構成し、国連憲章制定以降の展開を考察するための基盤を示そうとするものである。

本稿は、序論と結論に加え、3部構成、6章からなる。

序論は問題意識を整理する。

第1部は視座を定めるものであり、従来の議論枠組の構造を明らかにした上で(第1章)、自衛権の古典的先例と呼ばれる一ことのある一Caroline事件の評価を巡る分裂を手がかりに、諸学説における自衛権概念の相違とその意味を指摘する。そこでは、第一次世界大戦以前に存在した自衛権概念と、戦間期に確立した自衛権概念との関係について、詳細に検討する必要が導かれる(第2章)。

第2部は、そうした観点から、第一次世界大戦以前の自衛権概念(第3章)と、戦間期に確立した自衛権概念(第4章)を、それぞれ、各国の公文書館に所蔵されている資料までも含めてリサーチし、明らかにする。

第3部は、そうした2つの概念の存在を踏まえて国連憲章制定時点における自衛権概念がどのようなものだったかを明らかにする。まず戦間期において2つの自衛権概念がどのような関係にあったのかを、実行と理論の両面から検討し(第5章)、その上で、国連憲章制定過程において、こうした2つの概念がどのように位置づけられたのかを考察する(第6章)。

結論においては、これまでの議論を整理し、従来の議論構造との関係を論ずるとともに、現在の議論に対する示唆を明らかにする。

本稿の考察の結果、国連憲章制定以前の自衛権およびその国連憲章への受容については、以下のように理解できることが明らかになった。

まず第一に、国連憲章制定以前の自衛権には、第一次世界大戦以前を起源とするものと、戦間期を起源とするものがあり、前者は、私人による自国に対する侵害があり、領域国あるいは旗国による抑止が期待できない場合に、相手国領域に侵入しあるいは公海上で、自らに対する侵害を排除すること、すなわち領域侵害あるいは公海自由の侵害を正当化する根拠として理解され、後者は、国際連盟規約以降の戦争違法化の進展を背景として、侵略戦争あるいは侵略行為の禁止に対する例外として、それらに対する抵抗としての防衛戦争あるいは武力行使を正当化する根拠として理解される。前者を治安回復型自衛権、後者を防衛戦争型自衛権と名付けたが、両者は、単に、いつを起源とするかという、時期についてだけでなく、先行行為の主体、自衛としてとられる行為の対象、さらには保護法益の範囲という点で、相互に異なっていたのである。

治安回復型自衛権の場合には、自衛としてとられる軍事行動は、領域国あるいは旗国自身に対して向けられるのではなく、そこから行動する私人に対して行われるものであった。それが国家間関係においては、当該軍事活動が他国の領域あるいは旗国管轄権を侵害するという形で発現し、自衛権の機能も、こうした侵害を正当化するという形で、国際法上の表現を得るのであった。またその保護法益は一般には自国民の生命・財産であり、状況によっては国家の安全そのものとされることもあったが、私人による侵害であることから、相対的に小規模のものに留まる場合が多いと言えよう。

一方、防衛戦争型自衛権の場合には、軍事行動は、他国自体に対して向けられ、自衛権によって正当化されるのも、こうした軍事行動、すなわち防衛戦争や侵略への反撃自体であった。また保護法益は国家の安全そのものにほかならず、国境衝突のような比較的小規模のものから、侵略戦争に対する抵抗のような大規模なものまで含まれよう。さらには、侵略の抑止は集団安全保障体制の目的と合致するという形で、その保護法益は国際の平和と安全をも含むものだったのである。

この両者は戦間期において並存するものだったが、国連憲章制定過程において意識されていたのは、基本的に防衛戦争型自衛権であった。さらに、こうした両者の区別は、国連憲章の起草過程において、武力行使概念が他国領域における軍事力の展開を含む意味で理解されることとなったため、少なくとも領域侵害の正当化に関して、不明確となった。しかし、その一方で、米国国務省内の検討において治安回復型自衛権、少なくともその行使として認められていた活動が、憲章上の武力不行使原則の下でも許されると解されていたことは、注目されるべきである。

第二に、一般に国連憲章制定時にはじめて登場した概念とされる集団的自衛権について、その先駆と言うべきものが、戦間期においてすでに生み出されていたことが明らかとなった。これは、先に示した2つの自衛権概念のうち防衛戦争型自衛権に包摂されるものだが、そこで注目されるのは、個別的自衛権と集団的自衛権の先駆とでは発動条件が異なり、後

者の場合の方がより限定されていたことである。これは、戦間期において個別的自衛権の発動条件と位置づけられた侵略概念が不明確であることに鑑み、その集団性によって戦争を拡大する危険性の高い集団的自衛権の行使について、一定の制限を課そうとするものであった。

集団的自衛権に対するこうした位置づけは、国連憲章の制定過程においても変化していない。もとより集団的自衛権と個別的自衛権との発動要件の区別は、国連憲章において明示的には規定されていない。しかし、その準備作業においてはその区別を見出すことができる。憲章の起草者たちがこの点について意図していたのは、集団的自衛権の発動要件を制限することであり、個別的自衛権の行使を武力攻撃の発生の場合のみに限定することではなかったと考えられるのである。

このように、国連憲章制定以前における自衛権概念は、起源を異にし、また機能、発動要件、保護法益を異にする、3つの概念の集合体として成り立っており、それはあたかも地層をなしているように理解できる。こうした概念は、国連憲章起草過程の中にも見出されるのであり、憲章規定の基層をなしているのである。

本研究は国連憲章制定時の自衛権概念を明らかにするものであって、現代国際法上の自衛権に関する諸問題の検討は今後の課題である。この点については、1945年以降の国家実行の検討を通して論じられなければならない。しかし、1945年以降の国家実行は、国連憲章の制定時点で自衛権がどのように理解されていたかについての詳細な考察を踏まえた上で検討されるべきである。近年しばしば主張される国連憲章の「死」も「変化」も、その当初の姿を知らずして論ずることは、本来できない。そうした歴史的な認識こそが、国連憲章制定以降の国家実行を分析するための基礎を与えるものであり、19世紀中葉から国連憲章制定までの自衛権の歴史的展開を検討することを通じて、本稿が提供しようとしたものにほかならない。